

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与課 1頁
○ 随意契約の相手方の決定について 教育総務課 3頁

お 知 ら せ

令和2年6月26日付け三重県公報第118号に、教育委員会関係規則及び「随意契約の相手方を決定した旨」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年六月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一 〇十一 (略) 十二 <u>社会人採用試験、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験及びこれに相当する採用試験をいう。</u> (学歴免許等の資格による号給の調整) 第十三条 (略) 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「 <u>社会人採用試験</u> 」にあつては「高校	(用語の定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一 〇十一 (略) (学歴免許等の資格による号給の調整) 第十三条 (略) 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「 <u>高校卒</u> 」の区分が同表の学歴

卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 四 (略)

2・3 (略)

免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二 四 (略)

2・3 (略)

別表第二の表を次のように改める。

1 行政職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
採用試験	A 試験	0	3	4	4	2
	B 試験	0	3	7	11	13
	C 試験 社会人採用試験	0	5.5	4	4	2
その他	中学卒	0	6	10	14	16
		0	8	4	4	2
		3	8	12	16	18
		3	9	4	4	2
		3	12	16	20	22

備考

三重県立水産高等学校の技術職員で船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける者のうち、その学歴免許等欄が「中学卒」となる者については、次の表に定めるところによる。

職務の級				
1級	2級	3級	4級	5級
	11	4	4	2
0	11	15	19	21

別添録にこの表を次のように定める。

二 行政職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	A 試験		1級29号給
	B 試験		1級19号給
	C 試験 社会人採用試験		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

密 記

この取組は、公平の原則に基いて行われる。

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年6月26日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 特定役務の名称 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育総務課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月30日
- 4 契 約 の 相 手 方 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ZTV 取締役社長 田村 欣也
- 5 契 約 金 額 39,151,200円（うち消費税及び地方消費税 3,559,200円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会